

むつ市農業委員会
第 7 9 0 回総会議事録

むつ市農業委員会第790回総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日（水）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ フローラ

3. 出席委員

○農業委員（17名）

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
18	鴨田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	面村一松
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（1名）

議席	氏名
17	四ツ谷 末藏

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 令和3年度農作業標準賃金（案）について

議案第2号 下限面積（別段面積）の設定について

報告事項 農地利用状況調査に伴う非農地の承認の取り消しについて
農地所有適格法人報告書の届出について

6. 会議に従事した職氏名

局長 金 浜 達 也

次 長 酒 井 一 雄

総括主幹 品 木 聡

主 任 石 田 洋 利

会計年度任用職員 賀 佐 ひとみ

7. 会議録署名委員

18番 鴨 田 輝 雄

19番 村 口 利 光

8. 会議記録者

農業委員会事務局総括主幹 品 木 聡

9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第790回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。 本日、17番 四ツ谷委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、18番 鴨田委員、19番 村口委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の品木総括主幹を指名いたします。 日程第2 会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、令和3年度農作業標準賃金(案)について、議題に供します。 議案第1号について、事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第1号、令和3年度農作業標準賃金表(案)について、ご説明いたします。 本議案は、毎年、農作業員を臨時で雇用する場合や農作業を委託する場合、農業者の皆さんの目安にしてもらうために、農作業標準賃金を設定するものであります。 農作業標準賃金の算定につきましては、下北の農業は、十和田おいらせ農業協同組合むつ支店が、農業の中心拠点となっておりますことから、例年、十和田市を参考に標準額を決定しており、あわせて、青森県の最低賃金を下回らないように設定しております。 先般、十和田市農業委員会へ確認いたしましたところ、算定に当たり、農業団体や農業委員に意見照会を行ったところ若干の値上げを提案されたこと、及び周辺町村の金額水準に合わせることにしたことにより、農作業労働賃金を引き上げる予定であると伺っております。 当市の対応としましては、令和2年度の農作業労働賃金を、現在の県最低賃金の時給単価で積算しましたところ、当市の労働賃金額が上回っていることから、昨年度と同様の農作業標準賃金の案としております。 なお、こちらは、あくまでも地域や農地の状況、作業条件などを勘案し、当事者間で賃金を決める際の参考として利用いただくものとなります。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第1号について審議を行います。質疑を許します。

	質疑ございませんか。
立花（幸）委員	参考までにですが、東通村の農作業労働賃金が解りましたら教えていただけますでしょうか。
事務局	農作業標準賃金については、各市町村でホームページなどで公表されているが、東通村に関しては把握しておりませんでした。 補足になりますが、東通村でも丁度今頃の総会で同様に諮られると思いますので、公表されましたら、それを取り寄せてご報告いたします。
議長（坂本会長）	その他に質疑有りませんか。
各委員	（無しの声あり）
議長（坂本会長）	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
各委員	（異議無しの声あり）
議長（坂本会長）	ご異議なしと認めます。よって議案第１号は原案のとおり承認することに決定しました。 議案第２号、下限面積（別段面積）の設定について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第２号、下限面積（別段面積）の設定についてご説明いたします。 本議案は、農地法第３条第２項第５号に基づき、一定の条件に基づき、地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能とされておりますことから、別段（下限）の面積を定めるものとなります。 農地の売買・贈与・貸借等には、農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要となっておりますが、許可要件の一つに下限面積が定められております。 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地の譲受人又は、借受人が耕作することになる農地面積が、農地取得後に、最低５０アール以上でなければ農地法第３条の許可ができないとするものですが、平成２１年度の農地法の改正により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わないなどの場合、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。 このことに基づき、むつ市では、むつ市の田名部地区においては３０アール、それ以外の各地区においては、２０アールとして定め、公表しております。 また、農業委員会は、毎年、この下限面積の設定又は修正の必要性について検討し、審議することとされております。 当委員会では、農地法施行規則第１７条第１項に定める基準に基づき、

	2015年度に行われた農林業センサスの統計数値を参考に下限面積を設定しております。 今年度は、これまでも、この面積設定で何ら支障がないこと、基礎資料において変更がありませんので、昨年度と同様としております。 なお、これは補足となりますが、基礎資料の基となる調査である「農林業センサス」が昨年度2020年2月1日を基準に行われており、令和3年度中に調査結果が示される予定であり、令和4年2月総会において、新たな基礎資料を基に再設定されることとなります。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第2号について審議を行います。質疑を許します。 質疑ございませんか。
杉山委員	ただ今の議案第2号については別段問題は無いのですが、農業新聞等で、人口が増えているのは都市部だけで、それ以外では、人口の減少等々あって、ほとんど過疎になっている中で、人口の定住構想ということで、都会から来た移住者については、例えば下限面積を1アールとかにするというような記事を見たことがあります。この辺については、議案を提出する際に、検討・協議されたかどうか、また、考える必要があったのかどうかについてお聞きしたいと思います。
議長(坂本会長)	検討されたかどうかと問われますと、していませんでした。 もし、参考になるような事例、あるいは、そういうケースがありましたら、委員の皆さんで、提案していただきたい。 確かに新聞紙上では、都会の人が田舎に来て、楽しそうに農業やっている姿というのがありますが、我々の地域では、私としては、まだ聞くに及んでいないかと思います。 このため、本日の別段面積については、その限りでいいのではないかと考えております。 今後、そのようなケースがあれば考える必要があるかと思います。
杉山委員	そうすれば、今はまだ、時期尚早だけれども、そういった状況になれば、検討せざるを得ないと、会長としてはこういう考えでいるということでしょうか。
議長(坂本会長)	そういうケースが具体的にあれば、また、協議の対象になるのかなと思います。
事務局	事務局ですが、今のご意見は了承しておりますが、この議案は、農業委員会として、農地法第3条第2項第5号に基づきということでございますので、「法律に基づいた形で農業委員会は」というような考え方でございますので、下限面積を設定しているということでご理解をいただければと思います。
杉山委員	ただいまの事務局の話を聞きましたが、今私が取り上げたところも、全

	て法に基づいて、特例として実施している。 必要があればやりますというのであれば良いのだが、今のような説明は必要ないのでは無いかと思う。
議長 (坂本会長)	法第 3 条に基づく下限面積については、私は今の段階で了解していただきたいと考えております。 杉山委員がおっしゃっているケースが、どういうケースであるのか、法の中で、そのようないろいろな応用があるかと思います。 それは、そのようなケースがあった場合にはということで、最初からそういうことを想定して、法の中で論ずるというのは、まだ時期尚早では無いかと考えております。 というのは、私の経験の中でこの下限面積については、むつ市内全部が当初は 50 アールでした、その中で、何とかしてむつ市内の農業者がもっと気軽に農業に取り組んでいただきたいというふうな思いがあり、別段面積を設定し、総会で決めたという過去の経緯等があります。 面積を少なくすれば効率の悪い農業だということになりますが、やはり我々のような中山間地を多く持っている地域は、たとえ悩みながらも、少なくとも、法に触れない範囲での農業は継続していきたいと、これは農業委員会の立場ですので、そういう方向でやりたいと思いますので、了解をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 杉山委員よろしいでしょうか。
杉山委員	(了解の意思表示有り)
議長 (坂本会長)	その他に質問ありませんか。
各委員	(無しの声あり)
議長 (坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長 (坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、農地利用状況調査に伴う非農地の承認の取り消しについて、報告事項があります。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、報告第 1 号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認の取り消しについて説明いたします。 こちらは、令和 3 年 1 月 13 日開催の第 789 回総会の際にご承認いただいた、農地利用状況調査に伴う非農地のうち、番号 2 番、むつ市大字城ヶ沢字重星 17 番、面積 76 m²について、錯誤により対象地リストに掲載されたことが判明いたしましたので、当該農地について、非農地承認を取り消す必要が生じました。

	前回の総会の際に、当該農地について、リストに掲載された面積と、説明に用いた航空写真図に標示されている区域の面積が大きく異なるのではないかとのご指摘をいただき、調査した結果、 航空写真図で標示された区域は、重星 17 番を含む全 53 筆の筆界未定地を合わせた形、これが全部併せて 7,978 m² で表示されていたため、議案に付した一覧表に記載されていた面積と大きく異なっていたことが判明しました。 通常、農地パトロール等で使用している農地台帳システムに連動して、航空写真図を表示するシステムでは、筆界未定となっている場合には、対象農地の区域を特定できないため表示されないようになっていることから、過去の農地パトロール調査では対象農地とされておりませんでした。 今回、現時点で原因は不明ですが、何らかの要因により、表示するための要件が整ってしまった結果、表示されてしまい、農地パトロールの対象となったものと思われます。 いずれにしましても、筆界未定地については、非農地通知を発行しておりませんし、区域を特定できないので、発行することもできませんので、今回非農地承認を取り消すこととさせていただきます。 以上で説明を終わります。
議長 (坂本会長)	こちらが、杉山委員から前回の総会の際に、ご指摘いただいたことの回答となりますが、ご報告が遅くなりましたことお詫び申し上げます。 それでは、続きまして、農地所有適格法人報告書の届出について 9 件、報告事項があります。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、報告第 2 号 農地所有適格法人報告書の届出について、ご説明いたします。 農地法第 6 条では、農地所有適格法人で、農地を所有し、若しくは法人以外の者の所有する農地を耕作している場合、毎年、事業の状況その他、定められた事項を事業年度の終了後、農業委員会に報告することとなり、各事業者の方から報告書を受理しております。 農地所有適格法人の審査は、決算書、定款等に基づき、要件を満たしていない場合は、指導等を適切に実施するため、むつ市農業委員会では、法人によって事業年度が異なることから、毎年 2 月の総会で報告事項として承認を得ております。 対象となります、9 法人のうち、今回の報告の農地所有適格法人は、「有限会社 エムケイヴィンヤード」「有限会社 青陵農産」「農事組合法人 協和農場」、「農事組合法人 下北ファーム」、「有限会社 新栄農場」、「農業生産法人 下北カンブリア農場株式会社」、「株式会社 むつ野菜・果物生産加工センター」、「自然食ねっと青森株式会社」の 8 法人から提出がありました。 なお、1 法人から未提出となっておりますが、この法人は、現在、むつ市内に農地を所有・賃貸借しておらず、現在、清算手続き中とのことで、事業の代表者であった方も亡くなられ、現在連絡ができない状態となっております。 この 8 法人から提出のありました農地所有適格法人報告書につきまして

	ては、農地法施行規則第５８条及び第５９条に規定する添付書類の整備がされていること、また、報告書が適正に記載されていることなどを確認いたしました結果、別紙の農地所有適格法人要件確認書のとおり、法人形態、事業の種類等、構成員数、農業・農作業従事の状況等につきまして、８法人とも要件を満たしていることをご報告いたします。 なお、本年度新たにむつ市内に農地を取得した、「株式会社関根牧場」及び「株式会社日本ベジタ」については、決算年度の関係から、令和３年度からの報告となります。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	以上をもちまして報告事項が終わりました。 その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。 何か、ありませんか。
各委員	(無しの声あり)
議長(坂本会長)	無いようですので、以上で、本日の議案審議 及び 報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第７９０回総会を閉会します。

１０．会議録署名委員

会議録署名委員 鴨 田 輝 雄

会議録署名委員 村 口 利 光